

県南 広域振興局長

提出者
住所 〒021-0027 岩手県一関市竹山町7-1
氏名 いわて平泉農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 一則
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の 名称	いわて平泉農業協同組合	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の 所在地	岩手県一関市竹山町7-1	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	1,474 kl	* 施設番号	
自動車の使用台数	355 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制 のための措置			
その他の地球温暖化の 対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化 等に関する法律第19条第1項 に定める連鎖化事業者	該当する		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
別紙5,6のとおり		kl
		kl
		kl

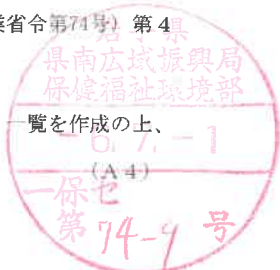
備考1 *印の欄には、記載しないこと。

2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。

3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。

4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。

5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1)エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(令和5)年度						
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量			E=B-D
		数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D	
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL		
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL		
	揮発油(ガソリン)		kL			kL		
	ナフサ		kL			kL		
	ジェット燃料		kL			kL		
	灯油		kL	127.59		kL		4,657
	軽油		kL			kL		
	A重油		kL			kL		
	B・C重油		kL			kL		
	石油アスファルト		t			t		
	石油コークス		t			t		
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	1,740		t		1,740
		石油系炭化水素ガス	千m³			千m³		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t			t		
		その他可燃性天然ガス	千m³			千m³		
	石炭	輸入原料炭	t			t		
		原料炭	コークス用原料炭	t		t		
			吹込用原料炭	t		t		
		一般炭	輸入一般炭	t		t		
			国産一般炭	t		t		
		輸入無煙炭		t		t		
	石炭コークス		t			t		
	コールタール		t			t		
	コークス炉ガス		千m³			千m³		
	高炉ガス		千m³			千m³		
	発電用高炉ガス		千m³			千m³		
	転炉ガス		千m³			千m³		
	その他の燃料	都市ガス	千m³			千m³		
		()						
		()						
非化石燃料	黒液		t			t		
	木材		t			t		
	木質廃材		t			t		
	バイオエタノール		kL			kL		
	バイオディーゼル		kL			kL		
	バイオガス		千m³			千m³		
	その他バイオマス		t			t		
	RDF		t			GJ/t		
	RPF		t			GJ/t		
	廃タイヤ		t			GJ/t		
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t		
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t		
	廃油		kL			GJ/kL		
	廃棄物ガス		千m³			千m³		
	混合廃材		t			t		
	水素		t			t		
	アンモニア		t			t		
	その他燃料()							
小 計 ①								6,397
								423

熱	産業用蒸気		GJ		GJ		
	産業用以外の蒸気		GJ		GJ		
	温水		GJ		GJ		
	冷水		GJ		GJ		
	地熱		GJ		GJ		
	温泉熱		GJ		GJ		
	太陽熱		GJ		GJ		
	雪氷熱		GJ		GJ		
	小 計 ②						
電 気	電気事業者①	5,871.99	千kWh	50,734	千kWh	50,734	2,801
	電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh		千kWh		
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh		
	自家発電		千kWh		千kWh		
	太陽光		千kWh		千kWh		
	水力		千kWh		千kWh		
	風力		千kWh		千kWh		
	その他		千kWh		千kWh		
	小 計 ③					50,734	2,801
	合 計 ④=①+②+③					57,131	3,224

(2) 原油換算エネルギー使用量 = (1) のエネルギー合計使用量 × 0.0258

原油換算エネルギー使用量	1,474	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	3,224	t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素		t-CO ₂
メタンの排出量			t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量			t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量			t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量			t-CO ₂
合 計		3,224	t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

CO2排出量を令和8年までに令和5年度比で3%削減する。

CO2排出量を令和6年度から毎年度1%削減する。

【具体的な取組】

○省エネルギー

照明やパソコンなどの電気機器を使う時間を減らす

空調温度を適切な温度(冷房28度、暖房20度)に設定する

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

非化石エネルギー電気プラン移行への検討

○自動車利用抑制

使用している車両についてアイドリングストップの徹底など省エネ運転を徹底する

移動手段を相乗りや公共交通機関に移行する

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ・電力データの分析を実施し、運用改善による昼間買電の電気使用量を削減する
- ・照明器具・空調設備の更新時・新設時に高効率機器を採用する

(3) 計画の達成度の把握方法

- ・省エネルギー推進委員会を設置し、以下のことを実施する。
 - イ) 業種ごとに「設備の管理標準」を作成し、各施設への啓蒙と職員の教育の順次実施
 - ロ) 定期的な省エネルギー推進委員会の開催(収穫時期を過ぎた4月または5月)
 - ※開催後に組合長に達成度及び改善点の報告

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

別紙 その3（自動車用）
1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量（令和5年度）

自動車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数（B）	排出量
ガソリン	286（6）	180,976 ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	414,457 kg-CO ₂
軽油	69（ ）	150,148 ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	393,308 kg-CO ₂
LPG	（ ）	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.477 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	（ ）		kg-CO ₂ /（ ）	kg-CO ₂
合計	355（6）			807,765 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の（ ）には、ハイブリッド車の台数（内数）を記載してください。
2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】
CO2排出量を令和8年までに令和5年度比で3%削減する。

【具体的な取組】
○エコドライブ
急発進・急ブレーキを避け、法定速度を遵守したエコドライブを励行する

○電動車
車両更新時にハイブリッド車や電気自動車の導入を検討する
ハイブリッド車や電気自動車でなくとも、低公害車・低燃費車を随時導入する

○自動車利用抑制
使用している車両についてアイドリングストップの徹底など省エネ運転を徹底する
移動手段を相乗りや公共交通機関に移行する

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組（駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等）
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車（ハイブリッド自動車、電気自動車等）の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項